

**さいたま市浦和区選挙管理委員会告示第36号**

令和7年7月20日執行の参議院埼玉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における開票立会人となるべき者につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第2項の規定により行うべきくじ又は参議院埼玉県選出議員選挙における開票立会人となるべき者につき同条第4項の規定により行うべきくじの日時及び場所は次のとおりである。

令和7年7月3日

さいたま市浦和区選挙管理委員会委員長 玉井哲夫

- 1 日 時 令和7年7月17日 午後5時15分
- 2 場 所 浦和区役所 第1会議室